別表第十八（第三条、第十八条関係）

形質	加工食品	対象農産物
［略］		
高リシン	1　とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2　1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
エイコサペンタエン酸（ＥＰＡ）産生 ドコサヘキサエン酸（ＤＨＡ）産生	1　なたねを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2　1に掲げるものを主な原材料とするもの	なたね

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この府令の施行の日から令和七年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、この府令による改正後の食品表示基準別表第十四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表第十八（第三条、第十八条関係）

形質	加工食品	対象農産物
［同上］		
高リシン	1　とうもろこしを主な原材料とするもの（上欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2　1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし